年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月1日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　6件

厚生年金保険関係　　6件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

厚生年金保険関係　　1件

厚生局受付番号　：　東北（受）第2600052号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600063号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　平成２年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成28年４月21日から同年５月21日まで

私は、請求期間は有給消化のようなかたちであまり出勤していなかったが、平成28年５月20日にＡ社を退職した。

国の記録では、Ａ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成28年４月21日となっているが、雇用保険被保険者資格の離職年月日は同年５月20日となっているので、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年５月21日に訂正してほしい。

第３　判断の理由

雇用保険被保険者の記録によると、請求者のＡ社における資格取得年月日は平成27年５月21日、離職年月日は平成28年５月20日であることが確認できる。

しかしながら、事業主は、請求期間の賃金台帳やタイムカードなどの資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者に係るＡ社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（平成30年６月８日年金事務所受付）によると、喪失年月日は平成28年４月21日、退職年月日は同年４月20日と記載されていることが確認できる上、当該資格喪失届の受付時に事業主から提出された請求者に係る平成28年４月のタイムカードによると、同月20日までの勤務は確認できるが、請求期間に係る勤務は確認できない。

さらに、上記健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の受付時に事業主から提出された請求者の平成28年賃金台帳によると、同年５月分の給与が支払われたこ

と及び厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間当時の社会保険事務担当者に雇用保険の離職の書類を作成してもらった旨陳述しているところ、Ｂ公共職業安定所は、請求者に係るＡ社の雇用保険被保険者離職票は交付していない旨回答しており、請求期間の給与が支払われたことを確認することができない。

また、Ｃ税務署の担当者は、確定申告書の保存期間は７年であり、平成 28 年分の確定申告書は保存していない旨陳述している上、Ｄ市は、平成 29 年度分（平成 28 年所得分）の住民税課税基礎資料は保存期間経過のため確認できない旨回答しており、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2500367号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600064号

第１　結論

請求者のＡ事業所における請求期間①の賞与支払年月日を平成27年７月27日、標準賞与額を28万円、請求期間②の賞与支払年月日を同年12月18日、標準賞与額を34万6,000円、請求期間③の賞与支払年月日を平成28年７月25日、標準賞与額を28万円、請求期間④の賞与支払年月日を同年12月15日、標準賞与額を34万7,000円、請求期間⑤の賞与支払年月日を平成29年７月25日、標準賞与額を28万1,000円、請求期間⑥の賞与支払年月日を同年12月25日、標準賞与額を34万5,000円、請求期間⑦の賞与支払年月日を令和２年７月30日、標準賞与額を28万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和46年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　①　平成27年７月
②　平成27年12月
③　平成28年７月
④　平成28年12月
⑤　平成29年７月
⑥　平成29年12月

⑦　令和２年７月

⑧　令和２年12月

私は、請求期間①から⑧までの各期間にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間①から⑧までの各期間の賞与に係る年金記録がない。請求期間①から⑧までの各期間の賞与を記録してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、Ｂ銀行から提出された「預金共通月中異動および残高明細表」（以下「残高明細表」という。）、請求者が住所を定めていたＣ市から提出された訂正前及び訂正後の「平成 28 年度（平成 27 年分）住民税課税基礎資料」並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 28 万円、請求期間②は 34 万 6,000 円、請求期間③は 28 万円、請求期間④は 34 万 7,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払年月日については、残高明細表の異動日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、請求期間①は平成 27 年７月 27 日、請求期間②は同年 12 月 18 日、請求期間③は平成 28 年７月 25 日、請求期間④は同年 12 月 15 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、Ａ事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、Ａ事業所から賞与支払届（平成 29 年１月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、Ａ事業所から賞与の取消届（平成 29 年３月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、残高明細表並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間⑤は 28 万 1,000 円、請求期間⑥は 34 万 5,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑤及び⑥の賞与支払年月日については、残高明細表の異動日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、請求期間⑤は平成 29 年７月 25 日、請求期間⑥は同年 12 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、Ｄ銀行から提出された預金取引明細表１（以下「預金取引明細表」という。）並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑦において事業主から 28 万 1,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑦に係る賞与支払年月日については、預金取引明細表の取引日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、令和２年７月 30 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑧について、預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された慰労金令和２年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑧において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、事業主に対して文書照会を行ったが回答を得られない上、請求者は、請求期間⑧の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間⑧に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和２年 12 月 25 日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑧の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2500368号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600065号

第１　結論

請求者のＡ事業所における請求期間①の賞与支払年月日を平成29年７月25日、標準賞与額を１万円、請求期間②の賞与支払年月日を同年12月25日、標準賞与額を２万円、請求期間③の標準賞与額を22万4,000円、請求期間④の標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①、②及び④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、請求者に係る請求期間③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者のＡ事業所における標準賞与額を19万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和39年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成29年７月
②　平成29年12月
③　平成30年７月30日
④　令和２年７月30日
⑤　令和２年12月25日

私は、請求期間①から⑤までの各期間にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間①、②、④

及び⑤は賞与に係る年金記録がなく、請求期間③は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。請求期間④及び⑤の賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①、②、④及び⑤は賞与を記録し、請求期間③は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①及び②について、Ｂ銀行から提出された「預金取引明細表（流動性）」（以下「預金取引明細表」という。）及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間①は１万円、請求期間②は２万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、預金取引明細表の取扱日及びオンライン記録により確認できる厚生年金特例法で訂正された複数の同僚の賞与支払年月日から、請求期間①は平成 29 年７月 25 日、請求期間②は同年 12 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間③について、預金取引明細表、Ｃ年金事務所が令和６年６月７日の事業所調査によりＡ事業所から入手した請求者の平成 30 年賃金台帳及び賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間③において事業主から 22 万 4,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間③の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について照会することができないが、年金事務所が保管する請求期間③の賞与支払届は事業主から届け出られたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請

求期間③の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成 30 年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者に係る請求期間③の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間④において事業主から 22 万 5,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間④の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和２年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から19万8,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる令和２年 12 月 25 日の振込額は、請求者の慰労金明細書の支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第１条第１項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るＡ事業所における請求期間⑤の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、19 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2500391号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600066号

第１　結論

訂正請求記録の対象者のＡ事業所における請求期間①の標準賞与額を 35 万6,000 円、請求期間②の標準賞与額を 44 万 1,000 円、請求期間③の賞与支払年月日を平成 28 年７月 25 日、標準賞与額を 35 万 6,000 円、請求期間④の賞与支払年月日を同年 12 月 15 日、標準賞与額を 44 万 2,000 円、請求期間⑤の標準賞与額を35 万 7,000 円、請求期間⑥の標準賞与額を 44 万 2,000 円、請求期間⑦の標準賞与額を 35 万 9,000 円、請求期間⑧の賞与支払年月日を令和２年７月 30 日、標準賞与額を 36 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、訂正請求記録の対象者に係る請求期間①から④までの各期間及び請求期間⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が訂正請求記録の対象者に係る請求期間⑤、⑥及び⑧の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 32 年生
住　　所　：

２　被保険者等の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 36 年生

３　請求内容の要旨

請 求 期 間 ： ① 平成27年７月27日
② 平成27年12月18日
③ 平成28年７月
④ 平成28年12月
⑤ 平成29年７月25日
⑥ 平成29年12月25日
⑦ 平成30年７月30日
⑧ 令和２年７月
⑨ 令和２年12月

私（請求者）の妻（訂正請求記録の対象者）は、請求期間①から⑨までの各期間にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑦は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。請求期間①、②、⑤、⑥及び⑦の賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与を記録し、請求期間⑦は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る賞与明細書、Ｂ銀行から提出された「預金取引明細表１」（以下「預金取引明細表」という。）並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、訂正請求記録の対象者は、事業主から請求期間①は 35 万 6,000 円、請求期間②は 44 万 1,000 円、請求期間③は 35 万 6,000 円、請求期間④は 44 万 2,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間③及び④の賞与支払年月日については、預金取引明細表の取引日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、請求期間③は平成 28 年７月 25 日、請求期間④は同年 12 月 15 日とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、訂正請求記録の対象者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、Ａ事業所において請求期間①から

④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、Ａ事業所から賞与支払届（平成 29 年１月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、Ａ事業所から賞与の取消届（平成 29 年３月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る賞与明細書、預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、訂正請求記録の対象者は、事業主から請求期間⑤は 35 万 7,000 円、請求期間⑥は 44 万 2,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、訂正請求記録の対象者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る賞与明細書、Ｃ年金事務所が令和６年６月７日の事業所調査によりＡ事業所から入手した訂正請求記録の対象者に係る平成 30 年賃金台帳及び賞与明細書、複数の同僚から提出された賞与明細書により、訂正請求記録の対象者は、請求期間⑦において事業主から 35 万 9,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、訂正請求記録の対象者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する請求期間⑦の賞与支払届は事業主から届け出られたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間⑦の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成 30 年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであ

ることから、年金事務所は、訂正請求記録の対象者に係る請求期間⑦の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑧について、預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、訂正請求記録の対象者は、請求期間⑧において事業主から36 万 1,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑧の賞与支払年月日については、預金取引明細表の取引日及び複数の同僚から提出された預金通帳の振込年月日から、令和２年７月 30 日とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、訂正請求記録の対象者に係る請求期間⑧の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑨について、預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された慰労金令和２年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、訂正請求記録の対象者は、請求期間⑨において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、事業主に対して文書照会を行ったが回答が得られない上、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る請求期間⑨の賞与明細書を所持していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間⑨に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和２年 12 月 25 日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、訂正請求記録の対象者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑨の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑨に係る厚生年金保険料

を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2500409号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600067号

第１　結論

請求者のＡ事業所における請求期間①の標準賞与額を１万円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　平成７年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　令和２年７月30日
②　令和２年12月25日

私は、請求期間①及び②にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。預金通帳を提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間①において事業主から１万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料

の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された慰労金令和２年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間②において事業主から賞与の支払を受けていたものと認められる。

しかしながら、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して照会することができない上、請求者は請求期間②の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間②に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和２年 12 月 25 日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間②の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2600044号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600068号

第１　結論

請求者のＡ事業所における請求期間①の標準賞与額を22万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間②について、請求者のＡ事業所における標準賞与額を24万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和54年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　令和２年７月30日
②　令和２年12月25日

私は、請求期間①及び②にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間①において事業主から22万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

ついては、請求者は、事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和２年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間②において事業主から24万4,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる令和２年 12 月 25 日の振込額は、請求者の慰労金明細書の支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第１条第１項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るＡ事業所における請求期間②の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、24 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第2600046号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第2600069号

第１　結論

請求者のＡ事業所における請求期間①の賞与支払年月日を平成27年７月27日、標準賞与額を24万8,000円、請求期間②の賞与支払年月日を同年12月18日、標準賞与額を30万8,000円、請求期間③の賞与支払年月日を平成28年７月25日、標準賞与額を24万8,000円、請求期間④の賞与支払年月日を同年12月15日、標準賞与額を30万9,000円、請求期間⑤の賞与支払年月日を平成29年７月25日、標準賞与額を24万9,000円、請求期間⑥の賞与支払年月日を令和２年７月30日、標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤及び⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和61年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　①　平成27年７月
②　平成27年12月
③　平成28年７月
④　平成28年12月
⑤　平成29年７月
⑥　令和２年７月

⑦　令和２年12月

私は、請求期間①から⑦までの各期間にＡ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。賞与が支払われていたのは確かなので、請求期間①から⑦までの各期間の賞与を記録してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、Ｂ銀行から提出された「預金共通月中異動および残高明細表」（以下「残高明細表」という。）、請求者が住所を定めていたＣ村から提出された「課税証明書平成 28 年度（平成 27 年分）」及び同村の回答並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 24 万 8,000 円、請求期間②は 30 万 8,000 円、請求期間③は 24 万 8,000 円、請求期間④は 30 万 9,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間①から④までの各期間の賞与支払年月日については、残高明細表の異動日並びに複数の同僚から提出された賞与明細書の支給日及び預金通帳の振込年月日から、請求期間①は平成 27 年７月 27 日、請求期間②は同年 12 月 18 日、請求期間③は平成 28 年７月 25 日、請求期間④は同年 12 月 15 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、Ａ事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、Ａ事業所から賞与支払届（平成 29 年１月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、Ａ事業所から賞与の取消届（平成 29 年３月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、残高明細表及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑤において事業主から 24 万 9,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、賞与支払年月日については、残高明細表の異動日及びオンライン記録により確認できる厚生年金特例法で訂正された複数の同僚の賞与支払年月日から、請求期間⑤は平成 29 年７月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑤の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、Ｄ銀行から提出された「預金取引明細表１」並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から 19 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑥の賞与支払年月日については、上記預金取引明細表１の取引日及び複数の同僚から提出された預金通帳の振込年月日から、令和２年７月 30 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑥の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、上記預金取引明細表１並びに複数の同僚から提出された慰労金令和２年 12 月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑦において事業主から賞与の支払を受けていたものと認められる。

しかしながら、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希

望していないことから、事業主に対して照会することができない上、請求者は、請求期間⑦の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間⑦に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和２年 12 月 25 日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑦の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。